

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東大阪市の人口は493,940人となっており、面積のおよそ8割の地区が人口集中地域となっている。(令和2年度国勢調査)

令和3年度経済センサス活動調査によると製造業の事業所数は5,564と全国5番目、事業所密度は全国トップ(事業所数4,000以上)と全国でも有数の「モノづくりのまち」である。

また、東大阪市の事業所総数は24,408社のうち製造業が22.8%を占めていることや、東大阪市の付加価値額1,072,929百万円のうち製造業は29.2%を占めていることから、製造業は東大阪市の基幹産業であり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他産業の活性化にも大きな影響を与えてきた。

東大阪市のモノづくりの起源は古く、弥生時代には銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られており、江戸時代には生駒山の河川で水車を利用した伸線業が盛んに行われ、その後の東大阪市を代表するネジ、ボルト、ナットへと発展した。市内には家電や自動車といった主要メーカーが存在せず、いわゆるピラミッド構造ではなく、親企業を複数持っている企業も少なくない。また、市内の企業同士で連携し受注を行う「横請け・仲間請け」といわれる独自の構造が発達している。

昭和58年の10,033社をピークに企業数は減少する傾向にある中、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

したがって東大阪市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

これにより、東大阪市は府内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、近畿地方の中核都市として更に経済発展していくことが期待される。

(2) 目標

計画期間の2年間に、先端設備等導入計画の認定件数300件をめざす。

この目標を達成するために市からの情報発信だけでなく、市内にある中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関に対し、市内中小企業へアドバイスを求めていく。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性※の伸び率を年平均3%以上とする。

3年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である3年後までの労働生産性向上の目標伸び率は9%以上、計画期間が4年間の場合は12%以上の伸び率、5年間の場

合は15%以上の伸び率を目標とする。

なお、広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取組みに係る申請その他グループによる申請については、グループ全体としての指標又は参加者個々の指標のいずれでも用いることができる。

※労働生産性とは、営業利益、人件費及び原価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組みを促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

東大阪市の産業は多岐に渡り、市内全域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、東大阪市内全域とする。

（2）対象業種・事業

労働生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とするとともに、業種についても全業種を対象とする。

また、中小企業者における市町村の枠を超え、海外市場等を見据えた連携その他多様な事業活動についても対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 計画認定後、認定事業者に対して計画に基づく取組の進捗状況の報告を求めることがあるとともに、事業成果の普及等を目的とするヒアリングや成果発表等への協力を依頼する場合がある。